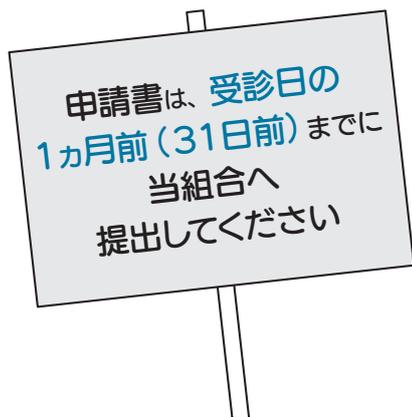


# 人間ドックの利用助成申請はお早めに！



当組合では、疾病予防対策事業の一環として、また生活習慣病等の早期発見を目的として特定健康診査の項目を含んだ人間ドック利用助成事業を実施しており、毎年、1万人以上の方が利用されています。

助成を受けるためには、人間ドック利用助成申請が必要となりますので、**受診日の1か月前(31日前)までに申請書が当組合へ届くように手続きを行ってください。**

なお、人間ドック利用承認書の交付は随時行っていますので、人間ドックを予約した後は、速やかに申請をお願いします。

**申請が遅れますと、受診日までに「人間ドック利用承認書」をお届けすることが困難となり、受診日を変更していただく場合がありますので注意してください。**

また、次の事項にご留意いただき人間ドックの適正利用にご協力をお願いします。

## 【利用助成対象者および助成金額】

コース名	対象者	助成金額
短期人間ドック	30歳以上の組合員および被扶養者 (任意継続組合員等を含む)	22,000円
脳併診ドック	30歳以上の組合員および40歳以上の被扶養者(※) ※前年度特定健診受診者に限る	36,000円
PET併診ドック	50歳以上の組合員	66,000円

## 【利用方法】

- ① 希望する健診機関に直接予約してください。
- ↓
- ② 「人間ドック利用承認申請書」を当組合に提出してください。
- ↓
- ③ 当組合が交付する「人間ドック利用承認書」および「組合員証(任意継続組合員証)」を、当日健診機関に提出してください。

※健診機関および利用方法の詳細は当組合ホームページでご確認ください。



人間ドックのページはこちら



## 留意事項

- お手元に「人間ドック利用承認書」が届きましたら、予約内容・健診機関名・健診利用日・人間ドックの種類をご確認ください。
- 健診機関で受診日の変更またはキャンセルの手続きをした場合は、速やかに共済事務担当課または共済組合医療健康課へ連絡してください。
- 人間ドック利用申請をされる40歳以上の被扶養者および任意継続組合員とその被扶養者の方は、当組合が本年5月に交付した「特定健康診査受診券」を重複受診防止のため破棄してください。

お問い合わせ先

医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413